

厚岸町議会 第1回臨時会

平成27年1月26日
午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） おはようございます。
ただいまから、平成27年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、佐藤議員、2番、大野議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。
本日、午前9時より第1回議会運営委員会を開催、第1回臨時会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの提出案件等は、本議会運営委員会報告と会期の決定であります。
町長提出の議案審査は4件であります。議案第78号は、本会議において審査いたします。なお、本案について、理事者側より議案修正の届け出があり、これを審査いたします。
議案第1号は新規条例です。
議案第2号と議案第3号の審査方法は、本会議に一括上程し、審査、採決は1点ずつとなります。
会期は、本日1日間といたします。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で議会運営委員会報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間

としたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを議題といたします。

本件の審査につきましては、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託しておりますが、今般、理事者側よりお手元に配付のとおり、議案の修正届けが提出されておりますので、修正内容の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 平成26年厚岸町議会第4回定例会において上程いただきました議案第78号第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定については、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託され、慎重な審議をいただいているところでありますが、その特別委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、次のとおり加筆訂正をいたしたいので、その内容を説明させていただきます。

議案の一部修正についての表文書を1枚めくっていただき、A4横版の対照表をごらん願います。

表の左側は、先に提出しております議案の内容で、右側が修正後の内容となっております。図を除き、加筆修正の箇所には下線をひいております。

1 ページをごらんください。

まずは、基本構想における修正でございます。

2、基本構想。第1章第5節土地利用の方針における土地利用の構想のイメージ図がありますが、提出しております議案書では基本構想の21ページになります。当初案の農業地域として示した区域が実状と合っていない部分がございますので、修正をいたしました。主な修正箇所は、上尾幌地区の南西に伸びた部分と門静駅の北側の農業地域を削除しております。また、当該地図は、土地利用の方針を示した地域がおおよそどの辺りにあるかの概略を示した図面であり、詳細な箇所を示すものではないことから、地域区分の外枠を簡略化して表示するよう修正しております。

以上が、基本構想における修正でございます。

次に、後期行動計画における修正内容でございます。

2 ページをごらんください。

第1章第1節土地利用における施策の展開方向。

議案書では、後期行動計画の3ページになりますが、2、地積管理の充実の(1)地積管理システムの確立の中に、既設基準点の保全についても努める旨の追記をしております。

次に、第4節自然環境の保全、利用における施策の展開方向。

議案書では9ページになりますが、1、自然環境の保全、(1)生物多様性の確保の②の施策中、特定外来生物の後に、とをつけ、特定外来生物以外にも生物多様性などに大きな影響を及ぼすおそれのある生物についても監視の対象とし、加えてこれらに関する情報の収集と発信に努める旨を追記しております。

次に、第12節消費生活における施策の展開方向。

議案書では28ページになりますが、2、消費者保護対策の充実の①の施策において、例示として記述しておりました悪質商法に加え、欠陥商品による被害についても追記しております。

3ページをごらんください。

第14節環境衛生における現状と課題。

議案書では33ページになりますが、その最終段落において、有害動物の駆除対策に関する記述中、片仮名でノイヌと表記すべきところを、漢字で表記しておりましたので、修正しております。

また、施策の展開方向、議案書では34ページになりますが、1、廃棄物の抑制と適正な処理の(1)ごみの減量化と資源化の徹底の②生ごみ対策において、家庭などから排出される生ごみのほか、ヒトデやウニ殻、魚残滓などの廃棄物についても、有機資源、堆肥化センターを活用し、堆肥化を進める旨を追記しております。

さらに、4、有害動物の駆除対策の中でも漢字表記しておりましたノイヌの片仮名表記に修正しております。

4ページをごらんください。

第2章第3節林業における施策の展開方向。

議案書では50ページになりますが、2、林業経営基盤の強化において、新たに(3)として、地域材の利用促進という項目を追加し、国や北海道など関係機関と連携を図り、地域で産出される木材の利用促進を図る旨を追記しております。

次に、第5節観光における施策の展開方向。

議案書では57ページになりますが、3、観光推進体制の強化と広域連携の(1)観光推進体制の強化の①の施策において、大学などとの連携も考慮し、観光協会を初め、関係団体や大学などとの連携と改めております。

5ページをごらんください。

第3章第2節地域福祉における施策の展開方向。

議案書では、66ページになりますが、1、地域で支える福祉の体制づくりにおいて、新たに⑧として、地域と連携し、虐待やDV、引きこもりなどの情報を把握し、適切な対応に努める旨を追記しております。なお、DV、ドメスティックバイオレンスの脚注につきましては、第5節子育て支援に付しておりましたが、地域福祉にさきに記述されることとなるため、本節に移行するとともに、脚注番号の修正をしております。

次に、第3節高齢者福祉における町づくりの章。

議案書では、67ページになりますが、新たに認知症サポーター数の項目を追加し、説明欄には認知症サポーター養成講座の受講者数とし、平成25年度の現状値567人のところ、平成31年度の目標値を1,000人に設定しております。また、施策の展開方向、議案書では68ページになりますが、2、高齢者支援体制の充実の④の施策において、キャラバンメイ

トなど、高齢者を支援する人材の養成に努めることを追記しております。

6ページをごらんください。

さらに、同じく施策の展開方向の4、高齢者の社会参加の促進の(2)高齢者の社会活動のための支援の施策において、②として新たに高齢者が健康を維持できるように、スポーツ活動や栄養指導の推進に努める旨を追記し、以降の項目の番号を繰り下げております。なお、この節に新たに表記された認知症サポーターとキャラバンメイトの脚注を追加しております。

次に、第5節子育て支援における施策の展開方向。

議案書では73ページになりますが、2、子育て環境の整備の施策において、妊娠期からの支援を示すため、①において、育児に関する相談支援を妊娠、出産、育児に関する相談指導に、②においては、各種の助成などを妊娠期から子育て支援に関する各種の助成などに改めております。

7ページをごらんください。

第4章第4節スポーツにおける町づくりの章。

議案書では91ページになりますが、新たにスポーツ教室、講演会、研修会等の受講者数の項目を追加し、説明欄には各種スポーツ教室、講演会、研修会等の町民の延べ受講者数とし、平成25年度の現状値585人のところ、平成31年度の目標値を935人に設定しております。

以上、修正内容の説明とさせていただきます。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

本届け出書を了承し、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本届け出については、直ちに第5期厚岸町総合計画審査特別委員会に送付いたします。

第5期厚岸町総合計画審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時27分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

議案第78号 第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についてを、再び議題といたします。

本件の審査につきましては、第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置し、これに

付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1 番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 第5期厚岸町総合計画審査特別委員会に付託をされました議案第78号厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についての審査は、去る1月14日、15日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、可決すべきものと決定したので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第1号 厚岸町太田活性化施設条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第1号厚岸町太田活性化施設条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

厚岸町太田活性化施設は、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により、国から2分の1の交付金を受け、平成25年度に調査設定を行い、本年度建設工事を進めているもので、本年3月末までに完成し、4月1日から活性化施設として供用開始できることとなりますことから、本条例を制定し、この活性化施設に係る名称及び維持、管理の方法、施設の利用料金等について規定しようとするものでございます。

なお、この施設につきましては、指定管理者制度による管理にするため、本条例に指定管理者に管理を行わせることができる規定や、管理の基準等の規定を設ける必要があることから、所要の事項を規定するものでございます。

議案書1ページ、厚岸町太田活性化施設条例でございます。

第1条は、設置に関する規定で、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資するため、厚岸町太田活性化施設を設置する内容でございます。

第2条は、名称及び位置でございます。

活性化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称を厚岸町太田活性化施設、位置を厚岸町太田5の通り21番地22とするもの
でございます。

第3条は、事業でございます。

活性化施設は、第1条の設置目的を達成するため、2、次に掲げる事業を実施する
として、第1号、地域住民のコミュニティー活動の振興に関する事、第2号、新規就農
者の受け入れ及び地域の担い手育成に関する事、第3号、農業経営に必要な技術の習
得に関する事、第4号、農業経営の体質強化に関する事とするもの
でございます。

第4条は、指定管理者による管理でございます。

活性化施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人、
その他の団体に行わせるものとするとしております。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲でございます。

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

第1号第3条各号に掲げる事業に関する事、第2号第7条の利用の許可に関する事
と、第3号施設及び設備の維持、管理に関する事、第4号その他町長が定める業務と
するもの
でございます。

第6条は、利用時間でございます。

活性化施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、宿泊を要する
事業の場合はこの限りでないとしております。

第7条は、利用の許可でございます。

活性化施設を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければ
ならない。第2項、前項の許可は、1時間を単位として行うものとし、1時間未満の
ときは、これを1時間とする。第3項、指定管理者は、管理運営上、必要があると認め
たときは、その利用について条件を付し、またはこれを変更することができるもの
でございます。

第8条は、利用の制限でございます。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の利用を許可せず、
または利用させないとして、第1号、公の秩序、または善良な風俗を害するおそれ
があると認められるとき、第2号は、活性化施設の施設等を棄損するおそれがあると
認められるとき、第3号は、管理運営上、支障があると認められるときとするもの
でございます。

第9条は、利用許可の取り消し等でございます。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、また
は利用を停止、もしくは中止させることができるとして、第1号、不正の手段をもって
利用の許可を受けたとき、第2号、利用の目的以外に利用したとき、第3号、第7条第
3項の規定により付され、または変更された条件に違反したとき、第4号、この条例、
またはこの条例に基づく規則に違反したとき、第5号は、管理運営上、支障があると
認められるとき。第2項では、前項の場合において、第7条第1項の規定により利用の
許可を受けたもの。2、損害があっても、指定管理者はその責めを負わないとするもの
でございます。

第10条は、転貸等の禁止でございます。

利用者は、その権利を他に譲渡し、または転貸してはならないとするもの
でございます。

す。

第11条は、利用料金でございます。

第1項では、利用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。第2項では、利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納入することができる。そして、第3項は、利用料金は、指定管理者の収入とする。第4項は、利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。第5項は、第6条ただし書きの規定により利用する場合は、1回につき30時間以内として、その利用料金は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。第6項は、町長は第2項の承認をしたときは、その内容を速やかに告示しなければならない。第7項は、指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を免除することができるとするものでございます。

第12条は、利用料金の還付でございます。

既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部、または一部を還付することができるとするものでございます。

第13条は、特別の設備等の許可でございます。

利用者は、特別の設備をし、または施設等に変更を加えて利用しようとするときには、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとするものでございます。

第14条は、利用者の責務でございます。

利用者は、その利用が終わったときは、直ちにこれを現状に服して返還しなければならない。第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消され、または利用を停止、もしくは中止されたときも同様とする。第2項、利用者が前項の責務を履行しないときは、指定管理者がかかわってこれを行い、その費用は利用者の負担とするものとしてございます。

第15条は、損害賠償でございます。

利用者は、施設等を棄損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとするものでございます。

第16条は、町長による管理でございます。

第4条の規定にかかわらず、町長はやむを得ない事情があると認めるときは活性化施設の管理に係る業務を行うことができるとして、第2項では、前項の規定により、町長が活性化施設の管理に係る業務を行う場合においては第5条中、指定管理者とあるのは町長と、第7条、第8条及び第9条中、指定管理者とあるのは町長と、第11条第1項及び第2項中、利用料金とあるのは使用料と、指定管理者とあるのは町長と、同条第4項及び第5項中、利用料金とあるのは使用料と、指定管理者が町長の承認を得てとあるのは規則でと、同条第7項中、指定管理者とあるのは町長と、利用料金とあるのは使用料と、第12条中、利用料金とあるのは使用料と、指定管理者とあるのは町長と、第13条及び第14条第2項中、指定管理者とあるのは町長と、別表第1及び別表第2中、利用料金とあるのは使用料とし、第11条第3項の利用料金を指定管理者の収入とする部分と、第

6項の町長が承認したときは告示しなければならないとする部分については、町長による管理とした場合、これを適用しないとするものでございます。

第17条は、委任規定で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

次に、下段からの表、基準額に係る規定でございます。

別表第1、施設利用料金設定基準額でございます。

部屋ごとの1時間当たりの利用料金上限額を規定したものでございます。大会議室1,000円、会議室500円、和室1,400円、和室2,300円、調理加工室900円。摘要欄ですが、町外の団体もしくは個人が利用する場合、または町内の団体もしくは個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する公共興行的行事、または収益を目的として利用する場合は、本条に定める額の2倍とし、町外の団体、または個人が入場料、観覧料、その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事、または収益を目的として利用する場合は4倍とする額をもって利用料金とする規定でございます。

別表第2は、宿泊を要する事業に係る施設利用料金設定基準額でございます。

1回当たりの利用料金上限額を3万5,000円と規定するものでございます。この基準額の算定に当たっては、既に指定管理者で運営を行っております山の手地区集会所及び宮園鉄北地区集会所が2施設とも3万5,000円となっておりますが、それと同様の考え方で面積を勘案し計算したところ、1回当たりの料金が10万円前後となり、既存2施設の基準額と著しく乖離してしまうことから、既存2施設と同額とさせていただいたものであります。この別表第1及び別表第2の利用料金については、いずれも利用料金の上限額として既定しております。実際に運営する利用料金は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものでございます。

議案書4ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。なお、この施設に係る指定管理者の指定に関する議案につきましては、3月開催予定の第1回定例会に上程させていただきたいと考えております。

また、別途お手元に参考資料として、別に定める附則案と施設の位置図、平面図を配付しておりますので、ご参考に通していただきたいと思います。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 さほどの問題でないんですけども、まず第2条の1だったんですけども、厚岸町太田5の通り21番地22となっているんですけども、議案第1号参考資料で隣地境界線というものが定められているんですけども、この形が22番地と一筆ということで理解していいのか。その場合は、22番地というものがこの隣地境界の敷地だとしたときに、何平米なのか教えていただきたい。

そして、あとですね、参考資料の平面図だったんですけれども、この駐車場（18）と書いている、駐車場1のほうの上のところに空白欄があるんですけれども、太田中学校の屋内運動場側のほうに行けるような形で柵はあいているんですけれども、ここの利用目的というのは何なのかというのを、以前にも示されてはいたんですけれども、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 駐車場の上のほうの空き地の部分でございますけれども、太田5の通り21番地21の敷地の境界が、今示されているように上の部分のほうも空き地になっている部分も含めて分筆をして、この22というふうに分筆をしております。面積、今、ちょっとお待ちください。

それと、その部分につきましては、この施設の用地を決める段階で、施設自体の規模としてはこの駐車場が今、施設の右手側に18台分、それから下段側のほうに14台分設けておりますけれども、施設を全て使うような状況になったときには、この駐車場では足りないということもありまして、教育委員会のほうでも協議をさせていただいて、若干、上のほうにその余裕分を持たせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

●産業振興課長（阿部課長） 申しわけありません。

面積は、3,684平方メートルでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 面積と分筆関係はわかりました。

ただですね、そうすると予備駐車場的な形かなとは思いますが、ただ平面図を見たときに、では駐車場1のほうから車が入る、導入、侵入経路が見当たらないものですから、いちいちふえるときには、学校側のグラウンド側を通らせてこちらに入れるのかというような疑問になるんですけれども、これはどういうふうに、32台で足りないときに、どのような車の動きになるのかなど。敷地内通路というのはあるんですけれども、ここは歩行者の侵入もするところなんで、余りそこにどんどんどん車を通るようなことというのはよろしくないんじゃないのかなというふうに思うものですから、お聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その境界の部分には、フェンスを巻く予定であります。その上の側のほうに行く場合には、そのフェンスの一部をあけて、そこから通れるような形にして、車両進入口から駐車場1のほうを突き抜けてそちら側に行くような形をとるようにしております。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 説明が、申しわけありません。

この図面の真ん中の下段のほうに、車両進入口があります。それを上部に上がっていきまして、駐車場1に18台の駐車場があります。この真ん中を突き抜けて、そのフェンスの部分については、その部分を車が通れるような形にする予定であります。それを突き抜けて空き地側のほうに行くという形で考えております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 わかったんですけども、ただ図上はのり面がついているんですよ。やはり表示はきちんとしてほしいなど。真っすぐ突き抜けるのであれば、やはりのりとかも当然ない形でなければ、ちょっと私方だと理解できないものですから。今の説明では大体わかったんで、よろしいです。わかりました。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

9番。

●南谷議員 まずもって、太田地区の皆さんの待ち望んでいた施設が完成、地区の皆さんに有効に活用していただけると、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

今回、太田活性化施設の完成によりまして、新規条例が上程されたわけでございますけれども、第1条で関係するのかなという思いでお尋ねをさせていただきます。今までの太田地区公民館について、まず伺います。

厚岸町公民館条例、昭和50年に設置、そして平成13年度に全面改正されておりますが、この条例と厚岸町公民館条例施行規則、教育委員会規則第4号ですか、これらに現有施設の運営について表記がされておりわけでございますけれども、今回、新規条例が上程されました。ですけれども、現有公民館の施設に関する条例というものについては、一切ふれていないんですよ、上程されていない、改正後。なぜ、今回、現有施設の条例改正というものがないのかなと、こういうふうに疑念に思い至りました。現有施設はどうなるんだろうということで、お尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。

条例の第4条、施設管理は指定管理者に行わせるようになっております。ということは、今までの公民館条例と変わって今回の新規条例の制定。指定管理者について、3月の定例会で云々という説明がございましたけれども、もう少し、少なくとも今回、指定管理者の条例の制定がありました。上程されてはおるわけでございますが、どういう団体、どういう関係者にその指定管理をさせるのか、詳しい説明を求めます。

それから、従来町の管理、これが指定管理に移るということで、町と指定管理者の関係、山の手とか公民館とか今までもこの条例の中で制定されているんですけども、何せ今回の施設は非常に大きい、運営費もかかると思いますよ。そんな関係で、町と指定管理者の関係はどのようになるのか、もう少し詳しい説明をしていただきたい。

それから、利用者側にとっての相違点、今までの公民館の運営と今度はもう少し大規模な施設管理になるわけですし、管理者になることでどう住民にとって変わっていくのかなど、この辺についてお尋ねをさせていただきます。

それから、もう1点。3ページだと思うんですけども、第11条利用者は利用料金を指定管理者に納入しなければならない。そして、3項のほうで、利用料金は指定管理者の収入とすると。そうしますと、利用される方は指定管理者に料金を払うけれども、収支の関係でございます。果たしてこれだけで足りるのかなというふうに疑念に思いました。そうすると、収支上、年間通して指定管理者がこの運営費だけで賄えるのかな、どうなのかな。それは今までの公民館とこの指定管理者に、大きな施設になることで、指定管理者になる、今までは町が財源を持っていたと思うんですよ。この辺の関係について、今後、どうなるのか、もう少し詳しい数字をもってお示しをいただきたい。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 最初に、太田地区公民館の関係についてご答弁させていただきます。

太田地区公民館は、昭和49年に建設されているんですが、その後、平成3年に講堂部分で増築しております。その段階で、農村基盤総合整備事業という補助金を受けております。これの残存が今現在、まだ残っておりますので、これを今解体するなり、あるいは条例を廃止することにしますと、補助金の返還が求められますので、現在のところ、そういうことは今予定しておりませんので、条例とかは一切いじっていないという状況であります。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 指定管理者の関係でございますけれども、指定管理者につきましては、現在、太田自治会と協議をさせていただいております。この施設の整備に当たりましては、自治会を含めて地元のほうから強い要望をいただいて、施設の計画をつくってまいりました。その中で、国に対して補助金の要望をしておりますけれども、

その中で利用率を非常に強く求められておりました、そういった関係も含めて地元のほうと協議をさせていただいております。

そういう中で、やはり地域の中で大いに使ってもらおうというようなことも含めて協議をさせていただいております。そういう中で、そういう利活用を進めていく上では、やはり地元の自治会のほうに指定管理をお願いをしたいということの協議をさせていただいて、今、協議を進めているという状況でございます。

それから、利用者側の相違点ということでございますけれども、この施設が公民館からの利用されていた方たちが新しいこの施設になって使えなくなるというようなことは全くございません。この条例の中で、第3条に事業をうたわせていただいております。この中で、第1号に地域住民のコミュニティー活動の振興に関することということで、一番目に載せさせていただきました。この施設は、国の交付金事業でやっておりますので、実はその施設の目的に農山漁村活性化プロジェクトということでいろいろな制約がございます。そういう制約が、国の事業の目的等でこの施設の条例を制定しますと、いろいろな制約が出てくるというようなことがございます。ただ、一斉に第1条の設置目的で地域住民の生活文化の向上、それから福祉の増進を図るということで、こういった部分ではそこにできるだけ制約がなく使えるような方法にしたいということでもって、第3条に地域住民のコミュニティー活動の振興、地域というのは大きな地域もあります、小さな地域もあります、それからコミュニティー活動という部分でもいろいろな活動に呼び込めるという部分もございます。そういったことで、この中で広く利用できる形を想定しております。（「簡潔にお願いします。聞いていることだけ答えていただければいいです」と呼ぶ声有り。）申し訳ございません。

そういうことで、今、公民館が利用されている方たちが利用できないというようなことはない、それ以上に利用できるような施設になるというふうに考えております。

それから、収支の関係でございます。

収支の関係につきましては、実際その利用料金といたしましても、免除になる団体が多くあります。利用料金の収入という部分では、大きな金額は想定できません。ですので、その施設に係る、支出に係るいろいろな維持管理費の部分を、収入を差し引いた部分で町が委託料として費用を支出をするという形で収支を図るというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番。

●南谷議員 まず、第1点目なんですけれども、ちょっと僕、聞き漏らしたものですから、補助金を借り入れしてるんで、その返済期間がまだ残っているということだと理解をさせていただいたんです。そうしますと、あと何年ぐらいかかるのかな、完成までに。その間は、現有施設は使用されないで、その現状のものは置いておくと、こういう理解をさせていただきました。その理解でよろしいのでしょうか。

それから、2点目なんですけれども、第4条の関係でうたっている部分については、その指定管理者の関係は太田自治会さんだと、そういう点は従来と余りないというふうに理解をさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

それから、さっき何かちょっと聞き取りにくかったんですね。相違点、あるのかな

いのかなという部分では、私が聞いたのは、伺ったのは、指定管理者が太田自治会さんになるんですけれども、一番懸念、私なりに、取り越し苦労かもしれないんですけれども、大きな活性化施設です、指定管理料金も徴収させていただく、それが指定管理者さんの収入にもなっていく、ですけれども建物が大きい、冬期間の暖房費やそういう運営費というものはかかってくるだろう。管理費も今まで指定管理者でなくて、町が管理人を採用していたんですけれども、それ以上の規模の支出が計上されるんじゃないのかな、果たしてどうなのかな、その辺の試算っていうのはどうなっているのかなという、非常に疑念に思ったわけでございますから、そこまで、少なくともこれだけのものを建てているんですから、地域の皆さんとどのような話をされてるのか、もう少し詳しいお話をさせていただきたいなど。

それから、4ページですか、別表の第1。

ここに施設利用料の料金設定基準額があります。大会議室の1,000円に始まりまして、料金上限額が3万5,000円までありますけれども、他の施設のこういう同系の利用料から見ると、今回、高い数字に設定されております。それだけ大きい施設ですから当然のかなという気はしたんですけれども、今回のこの設定の、いろいろプロセスがあつてこの設定にされたと思うんですけれども、住民との話し合いの中なのか、この設定の基準の根拠というものを説明を求めますし、他の施設との整合性というのはどうなっているんだろう、同じ施設でありながら、この料金設定が違うというのは、どう説明されるのかなと、この辺の説明について説明を求めます。

- 議長（音喜多議員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（桂川課長） 太田公民館の関係ですけれども、補助金の関係なんですけれども、これは平成3年度に約1,078万9,000円の補助金が入っています。その段階でこの分は講堂の増築分ということで、平成27年度で増築から24年経過しております。鉄骨造の建築耐用年数は38年というふうに考えておりますので、平成26年度末では残存価格は約400万円になります。それと、この耐用年数からいくと、あと14年というふうに考えております。そういう中で、解体なり、条例で外しちゃうと補助金の返還を求められる、返済ではなくて、返還を求められるということですね。ご理解願いたいと思います。
- 議長（音喜多議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（阿部課長） 指定管理者を太田自治会にということでは、そのとおりでございます。

それから、維持費の関係でございますけれども、維持費は現在のところ、トータルで150万円程度を維持費として算定をさせていただきました。ただこれが、初めてなものですから、ちょっとその算定がもう少し詰めなければいけないなというふうに考えておりまして、今現在、それを詰めているというような状況でございます。

それから、料金の設定でございます。料金の設定につきましては、今までの施設、それぞれの施設、集会場、公民館、それぞれありますけれども、そこで面積、それから電

気料と暖房料に分けて計算をしております。その単価等については、従前の施設と同じ方法でもって算定をして、それに面積を掛けて金額を出させていただいております。ですので、面積が違いますので、どうしても金額は変わってしまうと。それから、今回の利用料金というのは、山の手、それから鉄北のほうの集会場もそうですけれども、上限額として料金を設定しておりますので、その料金を合算したものを切り上げて100円単位で計算をしていると、これは従前も同じ方向でやっております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 面積の違いだということで、理解をさせていただきました。

3回目なんで、一番はこの条例を拝見をさせていただきました、以前の公民館条例との比較の中で、私なりに感じたんですけども、従来は教育委員会のほうで、運営委員会というんですか、公民館運営委員会とか、そういうところに報告書が行って、最終的に運営についてのアドバイスとか、そういうことしている。そうすると、今度は所管がかわってきますよね、産業振興課のほうから。折角つくった施設でございますから、ぜひ太田の皆さんに十分に活用していただきたいし、また町内の皆さんにも十分、大いに利用していただけるように努力もしていかなければならない。また、運営についてもしっかりと運営をしていくように、町としての責任もあると思いますし、ただ従来、運営委員会等、そういうところでのアドバイスなんかは今後はどうなるんでしょうか、指定管理になることによりまして。教育委員会が今までとってきたシステムというんですか、そういうものは介入できなくなりますよ。それにかわるものというのは、あるのかなのか。どうなるのかな、監査とかね、そういうものっていうのは指定管理になると監査委員の所管になってくるのかななんて、勝手に思ったんですけども、その辺わからないもんですから、もうちょっと詳しく説明を求めます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 指定管理者として、太田自治会に指定をさせていただきましたら、今度はそれに対して計画書ですとか、その金額、そういう維持費等についても、当然実績、報告を受けて、そういった中でそれらの執行については確認をさせていただいて取り進めるということになると思います。

それと、地域の人たち皆さんとのお話につきましては、自治会もそうですけれども、その施設を要望するに当たって地域の人たちが協議会をつくっております。それから、今般、落成するということで協賛会をつくって、そういういろいろな取り組みを地域の中でも検討していただいているようです。ですので、そういうところとよく、その都度相談をさせていただいて、よりよい運営ができるように協議をしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 次に、10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお尋ねしたいんですが、一つは、第2条の名称についてなんですが、交付金の関係からこういう名前になっているのかなというふうに思うんですが、今の説明をずっと聞いていても、農業だとか、それだけではなくて地域のコミュニティー施設としても利用される、あるいは公民館活動等の活動にも使用されていくというような内容の施設になるということなんで、そうであれば、やはり活性化施設という名称でいいのか、それともこれは交付金の関係で活性化施設という名前は変えられないものなのか。もっとうち地域になじみのある名前を、条例上はこうだけれども、例えば地域としてはこう呼ぼうというような愛称みたいなを認められている施設なのか、そういうことも含めて考えておられるのかどうなのか、それをまず一つお伺いをいたします。

それから、この利用に当たってなんですが、今まで創成以前はこういう施設をつくるさまざまな利用目的を掲げて、例えば農業地域にある施設に公民館の分館だとか、そういうものも含めてその施設を利用してきたという経緯がありますよね。最近は何とどの施設はないんですが、これも何か相当それぞれの規制があって、そうでなければならぬということ、せっかくつけた看板まで外してやってきているんですけども、最近規制緩和だとかいろんなこと、すごい人は岩盤規制を壊すなんていう人まで出てきているんですけども、そういう利用について幅広くもし利用できるのであれば、それぞれもう少し何らかの併設も可能なんだということは、これはこの施設は認められているのかどうなのか、その辺りをお伺いしたいというふうに思います。

それから、利用料の問題でお伺いしたいのですが、今回のこの条例と規則を見ましても、利用料金の上限額というか、これは出ていますよね。それで、私も全部調べてくればよかったんですけども、施設利用する場合に必ずこの許可申請書を出さなければならぬんですけども、集会所だとかそういうものの申請書だったか許可証だったか、どちらだったかちょっと忘れちゃったけれども、どちらかには必ず光熱水費、例えばこの照明を使うのか使わないのか、それから暖房を使うのか使わないのか、そういう欄があるんですけども、この規則のほうの許可証にはそれがないんですけども、それはどうしてないのか、ちょっとお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 大変申しわけありません。

活性化施設の名称の関係でございますけれども、補助、交付金を受けるに当たってその活性化ということについては入れていくことがその交付金の使用目的にかなうということで、入れさせていただきたいと思っております。それから、愛称ということで、年

前に愛称の募集をさせていただいております。その愛称につきましては、締め切りをいたしましたので、18件来ておりまして、それを地元のほうと相談をさせていただいて最終的に町長の決定をいただいて愛称を決めるというふうに考えております。

それから、利用料でございますけれども、利用料につきましては、山の手の集会所、それから鉄北の集会所と同じ形でもって、上限額ということで、同じ形で設定をさせていただいております。ですので、指定管理者の部分については、暖房料も込みの料金というふうになっております。

それから、利用にあつてその目的の関係でございますけれども、その国の交付金事業ということでその目的はあります。農業関係の新規就農ですとか、農業の振興関係の目的というのは当然その計画の中でキーワードとしてあります。ただ、それを持ってきますとどうしても制限が出てきてしまいますので、大きな意味で地域、それからコミュニティーということで、大きな意味でその利用が広くできるように整理をさせていただいたということでございます。

漏れておりました。申しわけありません。

他の施設と併設というような部分では、この施設が農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ということで、目的が定められておりまして、それにかなう施設規模等がもって採択を受けたということでございますので、そういった併設というようなことはできないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで名称についてなんですが、これは厚岸町が何か愛称というか、そういうのを募集したのか、地域が募集したのか、命名権はどちらにあるんですか、言ってみれば、施設の。

それから、各他の施設名等の併設は認められないという話ですけれども、そうはいつでもそういう活動には大いに利用することには問題はないと。これは規則のほうで言っている1だとか、5条の1、5まで入るのかな、そういうものが全て含まれた地域の団体等について、あるいは社会教育や、今、生涯学習というのか、そういうものに含まれる団体、全て網羅されるというふうに考えたり、あるいは障害者だとかさまざまな団体が利用できる、今まで社会教育だとかそういう方面の施設として十分使っていくことは可能だというふうに理解しておけばいいと。

それから、この利用料金の上限額を決めるということなんですが、そうすると指定管理者のほうで、今度、指定管理者と話し合つてこの利用料金というのを決めるということですか。それとも、指定管理者が料金を決めて、その範囲内で利用料を決めていくと。ただね、冬期間と夏期間では何というのかな、冬期間は燃料を大いに使いますよね。夏期間はほとんど要らない。それから、照明にしても冬期間のほうが早く日が沈んで、朝は関係ないけれども、そういう関係で照明なんかも使うということになると思う。その辺りはどういうふうに考えて今までやってきているのか、今後どうしようとしているのか、お伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 命名権ということですのでけれども、町が募集をしまして、それを決定する過程で地元の皆さんのご意見をお伺いをして、最終的に町長が決定をするという形でございます。

それから、いろんな活動にできるだけ広く施設を使っていたきたいということで、そういったこの第3条の第1号の規定を設けさせていただいております。今まで免除の団体なんかも、教育委員会所管のほうでの免除団体ということで指定がされております。それと同様の団体は、町のほうの集会所ですとか、そういう施設も同様の全く同じ団体が免除規定の中に載っておりますして、支障なく使用できる、免除でもって使用できるというような形でございます。

それと、上限額の関係でございますけれども、これについては、夏期冬期関係なく料金を設定させていただいております。この形は指定管理者の制度で運営しております山の手の集会所、それから鉄北の集会所も同様の形でもって上限額を設定しておりますして、それには電気料も暖房料も全部含まさった金額で設定をしております。それが上限額ということで設定をさせていただいて、実際、今度、指定管理者との関係になったときに、指定管理者のほうでもう少し下げた形でというような形があれば、町が承認をしてそういう料金に設定できるということになります。ただ、現実的には上限額でそれぞれの施設も利用していただいているというふうに聞いておりますので、そういう状況でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 その上限額、もし下げた利用料金になった場合は、何かで交付か何かされるのですか。例えば、大会議室だったら1,000円だったかな、これが950円でもいいとなった場合には、そういうのはどこかで指名されるんですか、それともそうしたの、わかりましたで終わっちゃうんですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その利用料金を指定管理者のほうと協議をして下げるというふうに町のほうで承認をした場合には、告示をして皆さんにお知らせをするという形になります。ただ、その料金を下げますと、当然、その収入が減ることになりますので、維持費の地元で財源がございませんので、その財源の分は町からの委託料というようなことにもなっております。ですので、その辺は協議をしながら決めるということになろうかと思っております。

●議長（音喜多議員） 次、12番、室崎議員。

●室崎議員 条例ですので、その条文の解釈についてお聞きいたします。

第1条で、この施設というのは、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資するためにつくったんですよと、ですから最初から目的としては、生活文化の向上や福祉の増進というのは入っているわけですよ。ところが、3条で、その1条の目的を達成するためにこういうことを行いますという中では、地域住民のコミュニティー活動の振興ということが入っているんです。あとは、まさに地域の活性化、農業振興ですね。それで、今いろいろ審議の内容聞いていますと、担当者としては、地域住民のコミュニティー活動という言葉の中に運用で全部突っ込んで、無限抱擁的にいろいろな目的に使ってもらいたいと思っているんです。余りそれを表に出してしまうと、補助金のいろいろな制約があって、なかなかできないのでそろっと入れて、そして大きくそこのところ広げようと思っていますというように聞こえたんですが、条例の制定の仕方として、農業から余り離れることを最初から運用で考えてやっていくんですというのは、余り手法としては褒められたものではないんじゃないか、そのように思うんです。

それで、コミュニティー活動という言葉、これどう定義するか、これ、なかなか難しいと思うのですが、非常に限界的な部分というのはなかなか定義はできないんだけど、中心角になるものは大体わかりますよね。そうすると、地域住民というときに、この地域っていうのは厚岸町全体を指すのか、それともこの太田活性化施設と銘打っているわけだから、太田と言われる地域並びにその周辺に限られるのか、言われたらやっぱりこれは太田並びにその周辺というほうが強く出てくるんじゃないか。コミュニティーというのが、住民のいろいろな活動、地域活動というようなことが中心ではないのかというふうには思われますよね。そうすると、それをどう広げていくかという話だと思うのですが、ちょっと幾つか思いつきましたので、それらも一緒にしてお話聞かせていただきたいんですが、今まで公民館とかコミュニティーセンターとか集会所とかいろいろな名前で事実上、同じ働きをしている施設が町内にたくさんあります。そこで、お葬式が行われることがあるんです。これは今回のコミュニティー活動の振興に入りますか。それから、講演会、そういうのはどうでしょうか。講演会も内容によってということはあるかもしれません。例えば、新規就農者の受け入れなんていうことに関する講演会でしたら、これは問題ないですよ。ところが、学術講演会で厚岸町の自然、地層、地形なんていうものについての講演会があったときに、これ、コミュニティー活動の振興ということにうまくくっつけれるだろうか。あるいは、もっと極端な場合ですと、前に厚岸町で学会が開かれていますよね。この前もまた厚岸町で学会が開かれるんじゃないかという話があったんだけど、どうも何か外国のほうでやっちゃったらしいんだな。そういうときに、大規模な学会になると、あちこちの施設使わなきゃなりませんよね。それで、太田のそこも使いたいんだって。これ、うまくひっかけられますか。あるいは、絵だとかそういうものの展示会、展覧会ありますよね。どうでしょうか。この前、ここの役場で映画のロケに使いましたよね。あそこ使わせてほしいといたらどうなりますか。

それから、この後ろのほうの料金見ますと、収益を目的とする云々とあるわけですよ。このごろ余り見ないんですけれども、私のうちの近くの集会所でも本当は呉服の販売だとか、宝石の販売だとかいうのがあったんですよ。そういうのに使えますか。これ、全部地域のコミュニティーという中でもって、何か地域のコミュニティーの中で、今ま

でと同じように何でも入れてやりたいんですというその気持ち、それが非常に強く伝わってくるんですが、さあ、条文の解釈として考えましょう。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、利用される対象、要するに地域という捉まえ方でありますが、この施設につきましては、厚岸町全体の地域を考えて、当初、我々部内で議論したときは、厚岸町活性化施設条例ということでどうかというのが、担当議員などから上がってまいりました。しかし、それではどこにある施設なのという議論になりまして、それでこの名称を使わせていただきたいということで上げさせていただきました。

それから、この公の施設の利用に関しましては、質問から若干外れるかと思いますが、町長部局の公の施設、それから教育委員会が所管する公施設の利用に関して、利用料の免除要項を定めておりまして、その要項の中では公共的段階、それから障害者福祉等々の団体、それらは名称を列挙させていただいております。そういう団体の方たちが利用する場合は利用料を免除させていただくという考え方はこれまで同様の施設と同じように取り扱わせていただきたいと、そのように考えております。

それから、施設の利用については、さまざまな事例を挙げていただきました。これらは利用料をとる、とらないは別として、地域の皆さんの利用をしていただくという考え方で進めてまいりたいと、そのように考えております。特段、さっき条例の中で利用の制限、8条でうたっておりますけれども、これに抵触しない等の活用が図られるということであれば、利用を許可すると、これは指定管理者が許可するわけでありましてけれども、そのように運んでいくものと考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それが、今まさに副町長おっしゃったそれが、この条文でできるのかということをお聞きしているんです。禁止規定に当たるときは勿論だめですよ。何かでもって公の秩序が全然風俗を害するようなことをやるのに、はいはいなんて言うわけがないわけです。ただね、3条というのは、この施設を次に掲げる事業を実施するために使うと制限かけちゃっているんです。それで、私の前に質問した方からも同様の危惧が出たと思うんだけど、それに対してはこの地域住民のコミュニティー活動の振興に関するところという抽象的なところを最大限膨らませて、そしてこの禁止規定に当たらないものに関しては何でも使えるようにしましょうという思いをおっしゃってくださいました。今、副町長おっしゃっているのも、結局はこの施設をみんなでも有効に使っていきたいから、そうなるということ、その禁止規定に当てはまらないものについては、免除規定に当たるようなら勿論のことですよ、使えるように運用しますよとおっしゃっているんだけど、その運用が3条でできるのかってことを私は聞いている。だから、答弁になってないわけです。

それで、時間もないから、私のほうの提言を含めて言いますけれども、1条で地域住民の生活文化の向上、福祉の増進を図ると明言しているんですよ。そうしたら、3条の

(1) のところに、地域住民のコミュニティー活動の振興という前に、1条の目的に書いていること、入れてしまったらいいんじゃないですか。地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、地域住民のコミュニティーの活動に振興することというふうにやっ
てしまえば、これでもう今おっしゃったような思いを、何ら条文の文言に抵触しないで
進めることができるんじゃないかと、そういうふうに思うんですよ。やる事業というの
は限定的になっていますから。還付のほうとして、上記に類する、特に町長が許可する
ものなんていう条文もないですからね。そうすると、この1から4までにどうしても該
当させなきゃなんないんですよ。そのときにその2から4までは、これは非常に明確で
すよね。それ以外は全部1に来るんですね。その1がこれでは、今言ったような解釈を
条文に載せることはちょっと難しいんじゃないかなと、そういうふうにして質問して
いるんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 第3条で規定しております各号の列記以外の部分で、第1条の
目的を達成するためというふうに前置きをして、その中でその1号以下の事業を実施す
るというふうに既定しておりますので、1条の設置目的にかかわる部分につきましては、
全部ここで包含して解釈できるのではないかとというふうに考えました。わかりづらいと
か、入っていないとか申されると答弁に帰するわけでありましてけれども、1条の目的を
達成するため、1条の目的というのは、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進とい
うことを図って地域の活性化に資するという目的をうたっておりますので、それで理解
していただけるのではないかとというふうに考えて上程をさせていただきました。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私は、この条例の文言について話しているわけなんです。そうすると、今の
副町長の言い方だと、Aの目的を達するため、Bを行うというAもやることになりま
すと言ってるんですよ。それはどこまでも意図でしょう。目的を達するためにこの事業
を行うと言っている。その事業の中に目的が達するためと書いているから全部入っちゃ
うんだということにはならないでしょう。どこまでもその事業の中に入るか入らないか
というのが条文の解釈ですよ。そうしたら、そのいわゆる目的論的解釈をせいというの
はわかる。だから、できる限り広げようという、それもわかるんだけど、それでも字面
には限界があるでしょう。その限界を超えてしまうんじゃないかということ言っている
んです。どうして地域住民のコミュニティー活動という中に学会で利用するとか、映画
のロケで利用するというものが入りますか。これは牽強付会も甚だしいということにな
ってしまいますよ。そういうことを最初から考えるような文言の制定方法は決して褒めら
れたものではないだろうと言っているのです。とって、そういうものを入れるのが悪
いと言っているわけではないんですから、入れやすい文言にしておけばいいんですよ。
簡単なことです。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 1号で地域住民のコミュニティー活動の振興に関することというこの規定の中で、これらのことが包含できるものというふうに考えて、この1号を規定させていただいているということでご理解をいただきたいと思うのですが。

●室崎議員 答えていないでしょう。一つ一つ全部言ってくださいよ。あなた、さっき質問に窮するけどと言った。私は具体的に聞いているんだ。一つ一つ具体的に教えてください。1号につけなくたって、5号に包括条文つけたっていいんだよね。何らかのやっぱりやっておいたほうがいいんじゃないのと思うんだよね。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変申しわけございません。

今、ご指摘があったことを、全てわかりやすく包含するという形で、5号に、最終号の後に、その他、町長が特に必要と認める事項というような文言を付記させていただきたいと思います。その手続について、ちょっと時間をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

このまま休憩します。

再開は、13時とします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

皆さんに、お手元に事件の訂正請求書があると思いますが、確認できますか。

それでは、ただいま町長から議案第1号について、事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。

事件の訂正請求の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） 大変時間をいただきまして申しわけございません。

議案第1号 厚岸町太田活性化施設条例の設定について、条文を精査しましたところ新旧対照表をお配りしておりますので参照していただきたいと思いますが、左側が訂正前、右側が訂正後ということで、第3条に第5号として、その他地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進に関することという文言を追加し、号を加える訂正をさせていただきますと、そのように存じますのでよろしくお願いを申し上げまして訂正の理由とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求書を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を許可することに決定いたしました。

引き続き、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第2号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算、議案第3号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第2号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第3号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の

提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算7回目。

平成26年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,511万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款、3項、歳出では3款、3項にわたって、それぞれ632万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。

歳入であります。

11款、1項、1目、1節地方交付税74万7,000円の増。普通交付税補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項、3目、3節雑入108万円の増。総合賠償保険保険金訴訟事務であります。

22款、1項町債、9目災害復旧債、5節その他公共施設災害復旧債450万円。新規計上。厚岸情報ネットワーク災害復旧事業債、災害であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費70万円の増。国民健康保険特別会計繰出金の増であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費108万円の増。訴訟事務。損害賠償訴訟事務委託料の増であります。元町立学校教育が犯した事件の札幌高裁での控訴審における来月からの公判において、弁護士を現在の1名から2名にふやすため1名分の着手金相当額の追加計上であります。なお、かかる経費については、全て歳入計上の総合賠償補償保険金の対象となるものであります。

10款災害復旧費、5項その他公共施設災害復旧費、10目その他施設災害復旧費454万7,000円の増。厚岸情報ネットワーク災害復旧事業。昨年12月16日から18日にかけての暴風雪により、町内各家屋に接続しております光ケーブル44カ所の切断が相次ぎました。被災箇所は年内に全ての復旧を完了しており、かかる経費の補正計上であります。なお、財源については、北海道財務局において災害復旧事業承認の内諾を得ており、歳入計上の災害復旧事業債を充てておりますが、災害共済金の対象となった場合、起債の発行額を減じて調整する予定であります。

以上で歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。第2条地方債の補正であります。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

3 ページをお開きください。第 2 表、地方債補正、追加であります。

災害復旧事業450万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

4 ページをごらんください。地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成25年度末現在高106億2,631万5,000円。平成26年度中起債見込額 7 億7,310万円。平成26年度中元金償還見込額 9 億4,821万円、補正後の平成26年度末現在高見込額は104億5,120万5,000円となるものであります。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

次に、議案第 3 号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、3 回目。

平成26年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,211万9,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、1 款、1 項歳出では、1 款 1 項にわたってそれぞれ70万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4 ページをお開き願います。

歳入であります。

10款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金70万円の増。補正財源の繰り入れであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。歳出であります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金70万円の増。国民健康保険税還付金について、これまでの執行が 9 件17万7,800円でありましたが、一つの法人において過去にさかのぼって支払い給与の変更による所得公正された税務情報が先々週に国税庁から通知され、それに伴い国民健康保険税が 4 件101万1,600円の還付見込みとなること。また、今後、所得税還付申告などに伴う還付金見込み額を例年ベースを勘案して約50万円とし、合わせて170万円の執行見込みとし、70万円の補正計上としたものであります。

以上をもちまして、議案第 2 号平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第 3 号平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第 2 号について質疑を行います。

なお、今回の審議に限り、議案第 2 号及び第 3 号は款で審査を進めてまいりたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認め、今回限り款で進めてまいります。
休憩します。

午後 1 時10分休憩

午後 1 時10分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

- 議長（音喜多議員） それでは、11款地方交付税。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 ここに、地方交付税が74万7,000円、普通交付税で載っているのですが、国は補正予算を組んで、きょうから国会が始まったわけですけれども、地域住民等緊急支援の交付金というのを予算化していて、各地方の自治体にそれぞれ説明が始まっているようでありましてけれども、これらについては厚岸町としてはどういうふうに押さえているのか。今までの情報だとか今後の見通し、そういうものをちょっと教えてください。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時12分休憩

午後 1 時12分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

- 議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問は、地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、国がこの26年の補正予算で閣議決定をして、きょうから国会が始まったわけですが、その中で審議されるかと思いますが、その交付限度額というものがまだ決定額ではございませんけれども、資産額という形で厚岸町のほうに内々に通知がされてきてございます。

この交付金につきましては、大きく二つに分かれております。一つは、地域消費喚起生活支援型と言われるものでございます。これは、厚岸町については、今のところの試算額でいきますと2,800万円という試算がされてございます。それと、もう一方の地方創

生先行型、これにつきましては3,500万円という額で試算額の提示があります。実は、この交付金の説明会を国のほうでも、都道府県対象それと指定都市を対象にした説明会は既に終わってございますが、北海道のほうでも説明会が実はあしたあります。うちの課の職員がそちらのほうの説明会に行ってきますけれども、これまでの交付金の例から見ますと、国からのそういう指示があつてから、それに伴う何をするかという事業の実施計画と言われる部分を今まで出していたのですけれども、そういった期間というのは恐らくタイトな時間になってくるだろうということで、あすその説明会に行つて、その担当が戻ってきたら、29日にでも役場内部でその打ち合わせをさせていただいて、どういった事業展開ができるのかという協議を持ちたいということで、今、考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 地方交付税のところで質問していますから端的に質問しますけれども、今回の予算はこれまでのような緊急経済対策だとかそういう予算ではなくて、特に今、課長がおっしゃった地域消費喚起生活支援型のほうは、特に地域住民の消費を喚起する、あるいは地域住民の大変なところをちょっと支えてやろうということがその目的だと思うのですよね。そうであれば、これについては、やっぱり非常にある意味急ぐ課題ではないのかなというふうに考えるのですけれども、今後これらについて予算化だとか、そういった執行だとか、そういうものを地域含めて考えなければならない問題もありますよね。この中には、プレミアム商品券だとかそういうものも含まれていますから、地域の団体等の意見とかも聞かなければならないので、どうするのかということと、一般的な役場の人件費みたいなものには絶対使わないということになっていますから、それらについては今後どう進めるのかお願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者が言われているのは、この二つのうちでも地域消費喚起生活支援型のほうに特にという話かと思えます。

実は、消費喚起ということになると、今、国のほうで例示を出しているのはプレミアム商品券などいろいろ出されております。事業主体になるのというのと、厚岸の場合には恐らく商工会、もしやるとすればですよ、やるとすれば商工会になるだろうということで、消費喚起を考えますとやはり商工会と連動した中でいろいろ検討を進めていかなければならないだろうなというふうに思っております、実は商工会の担当と、その中にも部会がありますので、その責任者等とあす10時から担当者レベルの打ち合わせをしようというふうに考えてございます。

国のほうからの詳細なスケジュール等が示されておられませんけれども、当然26年度補正ということでもありますから、市町村の予算についても26年度でと。ちょっとした情報によると、それも27年度まで繰り越した形で執行はできるのではないかなというふうには見越していますけれども、そういった情報をつかんで、できるだけ厚岸町の地域に合っ

た消費喚起生活支援対策に取り組んで行きたいというふうにお持ちしております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ぜひ早急な対策をとってほしいなど。

どっちにしても、この二つの項目ありますけれども、今までとはちょっと違った形でソフト面を重視したりしていますよね。ですから、そのあたりではやっぱりこの交付金が地域の住民にとってよかったというような事業を組み立てていていただきたいという要望なのですが、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 厳しい厚岸町の財政事情の中で、こういった交付金、有効に活用して町民のためになるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 11款で、ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、21款諸収入。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 次に進みます。22款町債。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。ページ、8ページ、3款民生費。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 9款教育費。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今、提案理由説明の中でお聞きしたのですが、ここで訴訟代理人を1人ふやすということで、その着手金だというふうに聞いたのですが、もう少し具体的に、簡潔で結構ですから教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ただいま、札幌高等裁判所のほうで控訴審が行われている事案でございます。今、厚岸町としては、町の顧問弁護士を代理人にお願いして一番のときから訴訟に携わってきていただいております。訴訟に当たっては、原告側等からさまざまな証拠書類であるとか、さまざまな書類が出されます。それに対応する被告側としての対応も多岐にわたってお願いしてきているところでございました。

昨年、顧問弁護士さんのほうから、ちょっとお話しがありまして、その一連の訴訟の中で証拠書類として出てきたものに対する対応について、今やっているのは札幌なのですけれども、さまざまな意見書であるとか、そういったものをつくって対応していく必要があると。そういう中で、1人でやられている部分もありますのですけれども、今回ちょっと年が明けて、来月もあるのですけれども、その中でできれば1人で今やっているのですけれども、追加した中で弁護体制の充実を図ってみてはどうかというような助言をいただきました。その中で、私どもとしても、やはり裁判を適正に進めていく必要上、必要と考えられたこともありまして、それをどうするかということで相談していただいた中で、札幌にいらっしゃる弁護士の方を紹介いただいて、今後の訴訟に対応していったほうが良いという中で、今回、1人追加弁護人と、共同弁護体制といいますか、そういった中で進めていこうという考えのもと、その経費としてお願いをさせていただいたという内容のものでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 現在、札幌高裁に訴訟は継続しているのですよね。それで、厚岸町の町側の訴訟代理人は釧路の弁護士さんですよね、厚岸町の顧問弁護士ですから。それで、裁判所は札幌なので、札幌にもう1人弁護士さんが共同の代理人となってくると非常にスムーズに仕事が運ぶということで、札幌の弁護士さんを1人訴訟代理人として増強したと、そういうふうに理解すればいいのですよね。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 議員ご指摘のとおりでございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 9款教育費、1項、1目事務局費108万円、この関係につきましては私も理解をさせていただきました。

議長、実は、ほかに項がなくて、私は急を要すると思ったものですが、広がりますけれどもお許しを賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） はい。

●南谷議員 議員の皆さん、理事者の皆さんも、けさ新聞を、道新、釧新さんを見てお気づきだと思うのですが、全国高校総体、インターハイでございますけれども、本町出身の佐藤綾乃選手が1,500メートルと3,000メートル2冠を達成いたしました。2冠達成というのは2年ぶりということだそうでございますが、私も常々本町の佐藤選手の活躍、期待をしていたわけでございますが、このたび見事優勝されました。本町の後輩の子供たちも大いに喜んでおられると思うし、町民の皆さんも大いに彼女の優勝に勇気づけられ希望に満ちて、これからも後に続きたいなど、かように思っているお子さんたちもおられると思います。

そこでお尋ねをさせていただくのですが、教育委員会として、私は、できれば庁舎に垂れ幕、優勝おめでとうとか、いずれポーランドのほうで世界大会にも出場されるということですが、学校なんかの垂れ幕ぐらいはして、町民にお互いに気持ちで喜び合うとか、そういうことも必要ではないのかな。時機を逸したらまずいと思ったものですから、あえてこの場でおかりして私も質問をさせていただいたのですが、遠征費も含めて今回少なくとも町の対応というのをどうされるのだろうかなど、私は垂れ幕ぐらいは庁舎にかけるとか、そのくらいのPRをして厚岸町として支援をしているのだという気持ちを持つべきではないかなと、かように考えたのですが、教育委員会のほうとしてはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の佐藤綾乃さんの活躍、大変うれしく思っております。これから遠征があるということで、前回にも支援をさせていただきましたけれども、同様な支援をさせていただきたいというふうに思っているのと、また、今までの表彰では既に体育協会の表彰は済ませておりますので、何らかの形で委員会、あるいは町の特別表彰みたいなのを差し上げられないかなということ、内部では考えているところでございます。

垂れ幕等については、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 検討されるということですから、それ以上の質問はなくなってしまうのですが、私が1週間も2週間もたってから垂れ幕を立てては意味がないと思うのですよ。やはり、やるのであれば、新聞に、マスコミに出たのであれば早急に対応するかしないか、どちらかだと思うのですよね。1カ月もたってから垂れ幕立てたって何も意味ないので。いかがですか、町長。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 所管する教育委員会の考え、今、申し上げたとおりであります。教育委員会と相談しながら、町としてもどうするのか考えてまいりたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ進みます。

10款災害復旧費。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ケーブルの切断等ということなのですが、普及するのは前々異議ありませんしやってほしいのですが、最近、べたつく雪がずっと続いていますよね。そうすると、今後も予想されるのかなというふうに思うのですが、電信柱というのか途中から引き込みですよね、これが壊れたということですよ。この距離というか、そういうものをもう少し何とかする工夫というのはないのか、あるいはもう少し張るための強化をすることも考えていかないと、せっかくの緊急通報システムでありながら、緊急のときに切れてしまうというのは困ると思うのですが、そのあたりの対策というのは全然今のところは検討していないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実を言うと、この光ケーブルにつきましては、一番弱いのは、このたびのような重い雪が降って線の上に乗かってしまって、さらにそれが凍って風であおられてというような状態というのが一番、実を言うとこの光ケーブルの弱いところでありまして、基本的には個人宅なり家屋のほうに引き込みをしている線がある程度強く引いてしまうと、逆に強い風にあおられて断線をしてしまう可能性のほうが高いということで、割とご存じのとおりゆるやかな形で引き込み線を引いていると。そこに1本電柱を立ててしまうと、またさらに大きな経費がかかってしまうということもありまして、距離にはそれぞれ一つ一つ違いはありますけれども、基本的にはそれらに耐えられる形での引き込みを行ったつもりではあったのですが、このような災害に遭うということで、今回やられたのは線が直接断線をしたものではなくて、引き込みをする上でクロージャというものがあって、その中で線が外れるというような状況が今回は主でありました。

これの対策というのは、なかなか今現在難しい状況ではあるのですが、極力私どもとしては、このような天気の状態がある場合については業者のほうともお話をし、何かこれ以上の対策がないのかということも検討していきたいと思いますが、今現状ではなった後にこういうような形で修理をするしか今のところ方法はないということで業者のほうからも言われている状況であります。

12月の場合は、かなりそのような暴風雪もひどかったものですから、その後の暴風雪の警報も出されましたけれども、現状、今現在は12月のような状況は見られていないと

いうことをございます。この辺は、また業者のほうともお話をしながら、さらなる強化に向けたお話しはしていきたいなというふうに思いますけれども、現状ではちょっとそれに対する対抗策というものはないということをございます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。
2番、大野議員。

●大野議員 ここで、このネットワークとは直接、ちょっとは関係あるのですけれども、昨年の12月の大雪以来、電線とかこの光ケーブルとか電話線ですとかに、国道とか道路を走っていたらわかるのですけれども、枝がよしかかっているのがすごく多く見受けられると思うのですけれども、各関係機関に言って撤去してもらわないと、それこそ本当に停電とか起きる可能性があるのではないかと。光ケーブルの切断というのはそうそうないのかもしれませんが、そういった災害が起きるのではないかなと思うのですけれども、その辺の連絡というのか要望というのか、道なり各電力会社等々に言っただけでないものかどうか、やっている最中なのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） あの12月の暴風雪の後に、上尾幌地区あと片無去地区の一部が長時間停電になりました。その際、北電のほうも町長のほうにおわびのご挨拶に来ております。その際も、私どものほうから北電のほうには、特に国有林、あとは民有林内の電柱に対する、そこに倒木なり枝がかかっている部分について、再度点検をお願いしたいということも申しあげましたけれども、私どもの光ケーブルも北電柱やN T T柱に添架をしているものもございます。その添架をしている部分については、あわせて北電なりN T Tのほうには、N T Tのほうに保守点検の中で枝払いとかはお願いをしたいということでは言っておりますけれども、これも森林が国有林なり民有林ということになりますと、そこに一度許可を得る必要も、道有林もありますけれども、得なければならぬということもあります。許可を得なければならぬのですが、何せその国有林もかなり広うございますので、実際に片無去自治会のほうからも要望がございますけれども、これは標茶町とあわせて要望しているということでもあります。これら今、町としてどのような、北電に対して要望をしなければならぬのかということも検討中であります。

ただし、少なくとも光ケーブルが添架されている部分についてはN T Tに、枝がかかっている部分については通常の点検の中でその枝を切るなり何なりの管理はしてほしいということで依頼をしているところであります。ただ、北電だとかN T Tとなると、また民間会社にもなりますので、町としてどのような形で要望していけばいいのかということについては今検討中ございますので、もう少しお待ちいただきたいと思ひます。ただ、それに対する北電、N T Tからの回答について、どのような形になるかもわかりませんが、太田農協も通して今そういうような要望がございますので、町として太田農協と一緒にN T T、北電のほうに要望していきたいというふうに思っています。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決するものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑を行います。

歳入から進めます。

10款繰入金、ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

9款諸支出金。ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。

よって、平成27年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年1月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員